

第1回 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会 議事要旨

開催日時：2022年7月29日（金） 13:00～15:15（オンライン）

開催方法：オンライン（Cisco Webex Meetings）、一般傍聴あり（Zoom ウェビナー）

出席者：委員：角谷（座長）、後藤、佐藤、高川、長谷川、原口、森、森田
ゲストスピーカー：電力中央研究所 富田主任研究員
関係省庁・部局：農林水産省、国土交通省、環境省

議事

1. 開会挨拶
2. 委員・出席者の紹介及び座長選出
3. 事業概要と今後のスケジュール
4. 自然共生サイト認定（仮称）の検討状況
5. 自然資本関連の経済的インセンティブ等に関するこれまでの検討経緯
6. 有識者からの話題提供
7. 今後の調査・検討方針
8. 閉会挨拶

<議題：事業概要と今後のスケジュール>

- 資料3のスライド1について、自然共生サイト（仮称）認定への適用可能性とはどのようなことを意図しているか。今回の検討が認定に関係してくるということか。（長谷川委員）
→認定プロセス自体も別の検討会で平行して検討しているが、今回の検討会では、自然共生サイト（仮称）認定後、そのサイト管理や支援を行うことに対するインセンティブの付与が可能かどうかを検討するものである。国内外の過去の事例を調査して、日本での取組に適用することが可能か併せて検討したい。（環境省）

<議題：自然共生サイト認定（仮称）の検討状況>

- 資料4のOECMの認定と継続のフローについて、土地の売却や使用用途の変更などの自由度があるほうが申請しやすいと考えるがどうか。（佐藤委員）
→自然共生サイト（仮称）の認定基準（案）には開発計画の有無を確認する項目がある。
なお、認定後に方針転換した場合は、認定継続の意思確認や変更申請のフローを想定しているが、それに伴う罰則等は設けない仕組みを検討している。サイトの保全が継続されるようなインセンティブが重要である。（環境省）
→どれくらいの期間を想定して申請していただくかが重要である。（佐藤委員）
- 自然共生サイト（仮称）の土地管理者・申請者について共通のイメージがあると議論が

深まると考える。(高川委員)

<議題：自然資本関連の経済的インセンティブ等に関するこれまでの検討経緯>

- 資料 5 のスライド 6 について、各国の生物多様性オフセット・バンキング制度の単位は何か。経済価値で評価する場合には通貨単位ということか。(長谷川委員)
→例えば、米国、オーストラリアはハビタットヘクタールという単位であるが、国によって異なる。これらはストックの概念に近いが、経済評価については通貨単位ということであり、フローで評価する。評価方法については自然共生サイト（仮称）の制度設計の中で実施され、本業務は認定の後押しとなる経済的インセンティブが検討対象である。(事務局)
- 対象となる価値はストック価値か、フロー価値か。(佐藤委員)
→ストック・フローについては判断が難しいが、OECD 認定を受けたことによって増大する生物多様性の追加価値と認識している。(環境省)
- OECD の経済的インセンティブに期待されるインパクトは何か。(後藤委員)
→生物多様性に対する好影響を想定している。(環境省)
- 過去の事例があるドイツやアメリカ、オーストラリアでは TNFD と生物多様性オフセットをリンクさせた議論が進んでいるのか。(森田委員)
→海外でオフセットやクレジットの議論は進んでおらず、日本がリードして進めたいと考えている。今後 TNFD の議論と接続できるとよいが、基本的には別物である。(環境省)

<議題：有識者からの話題提供（カーボンクレジットの活用に関する動向と課題）>

- REDD+に関連し、森林に注目が集まる理由として排出削減が難しいセクターによる森林への過度な期待があると考え。どのように民間企業のインセンティブを落とさないようにしつつ生物多様性とリンクできるか、考えを伺いたい。(森田委員)
→私見ではあるが、生物多様性等のコベネフィットの表示基準を整備することによって様々な便益を訴求したい需要家に向けてアピールしていくことが、究極的には REDD+が存続していく道と考える。企業がインパクトを与える地域と OECD の対象範囲は同じ地域にすべきという考えもあるため、例えば、日本企業のインパクトが多いといわれる東南アジアの熱帯林に対して影響を持つ企業が REDD+を活用することはあり得ると考える。(富田主任研究員)
- TNFD ではクレジットの議論を慎重にとらえている一方、活動情報を見ると、イギリスではすでにネイチャークレジットの議論が始まっており、そこに TNFD も参加している。今回の日本の国内制度についても、カーボンクレジットでの質の高いクレジットの要件を必ずリファーマーしておくべき。TNFD が示した目標設定の考え方では、ビジネスを行う国の規制基準や考え方を踏まえることになるため、本検討会で議論する制度

枠組みが日本のルールとして企業のネイチャーの活動に使えるものとしてくべき。また、REDD+の失敗例も参考とし、目標通りとならなかった場合のクレジットの扱いについても検討すべきである。(原口委員)

→TNFD でクレジットの議論を慎重に捉えているという点に関して、クレジット化が生物多様性のコモディフィケーション(商品化)につながるという批判は、昔から存在する。これについては、認証の価値を相対取引する、企業が生物多様性のプロジェクトに対して資本参画し自社の会計報告の範囲に取り込むなど、クレジット化以外にも取引の仕組を何段階に設定することで、一定程度は回避することができる。国際的な制度と国内制度の整合性をとることについては同意見である。(富田主任研究員)

- 生物多様性のクレジット等では多様性に対する評価がどれだけ可能なのか。(後藤委員)

→クレジット化に関して言えば、スペシフィックな評価手法は避けるべきだと考える。取引単位は共通とし、個別的なものは追加属性や付加価値に取り込むことが望ましい。(富田主任研究員)

→TNFD では、多様性は生態系サービスを提供する資産として、自然の状態を評価するという考え方であり、それを補完するものとして保護対象種の評価が追加される。(原口委員)

- ご紹介のあったカーボンクレジットに対する批判は、主として買い手に対するものと理解したが、生物多様性のクレジットについても同様と考えてよいのか。今回の検討では、むしろ、主として、クレジットの売り手側、創出側が対象となると考えられるのではないのか。(長谷川委員)

→健全なクレジット利用のクオリティには売り手側の基準だけでなく買い手側の基準が必要であり、インセンティブの設計にあたっては売り手と買い手を仲介するマーケットやそこに介入する政策なども関係する。健全な制度設計には、マーケットや制度の全体像を押さえておくべきと考える。(富田主任研究員)

→結局、需要がなければ絵にかいた餅となるため、本検討会では買い手側も視野に入れて、考えていきたい。(環境省)

- 生物多様性分野のクレジットは、まずは、創出することや市場を作ることを優先させ、市場の発展段階に合わせて厳格な要件を課すかどうか検討していくべきではないか。(長谷川委員)

→段階的に要件を課すべきという点は同意。そのためには、カーボンクレジットの先行事例をよく研究し、グリーンウォッシュ批判に対する答えを用意した上で、使いやすく、押さえるべき点は押さえた制度設計が必要となる。(富田主任研究員)

<議題：今後の調査・検討方針>

- TNFD に OECM が活用できるのではないかという期待が高まっているが、TNFD では企業活動に直接関連しない情報は投資家にとってあまり意味のない情報になる。し

かし、ミティゲーション行為やクレジットを通してネットポジティブに貢献できるのであれば、自社にとっては価値がないが、社会的には価値があるということになる。(原口委員)

- 証書化やオフセットによる取引において、生物多様性の質の評価は重要であり、組み込むことは必須だと考える。質の評価がなければネットポジティブにならない。オフセットについては、今後人口減少により土地改変が減ることも予想される中でどの程度生じうるのか、その見通しがあるとよい。証書化については、グリーンボンドや社会的インパクト評価の中に生物多様性分野が海外にどれほどあるかを調べると良い。(高川委員)

→質の精査には時間を要するため、年度内はまず簡易版を固めることを念頭に置いている。ネットポジティブという全体目標に対し、消費者、企業、地域がどのような位置づけになるかは示さないといけない。(環境省)

- 生物多様性の質の評価については、イギリスの Biodiversity Metric やコモンスタンダードモニタリングが役に立つ。(高川委員)
- クレジットの価値について、現在は場所に注目しているが、保全の担い手の高齢化や人手不足を踏まえると、自然保護活動に対するクレジットも検討すべきである。また、クレジットの価値を温室効果ガス削減の価値に換算できると参加企業が増えるのではないか。(森委員)
- 加盟自治体の意見集約をしたところ、自治体に対するインセンティブとしては、財源措置や税制優遇等や、複雑でない制度設計などが挙げた。(森委員)
- 企業の関心も高まっているところで、国家戦略の目標達成のために作った制度ということであれば、ハイレベルな要件を始めは満たしていなくても批判はされないのではないか。多様性の測定方法については、国が持つ既存の指標（土壌、水、植生）などを使えばよいと考える。(原口委員)
- オフセットの活用目的として、主に何を想定しているのか。(長谷川委員)
→当初は開発行為やアセスのオフセットとして活用いただくことを想定していたが、本日の議論での指摘を踏まえ、将来的には TNFD による情報開示をはじめ幅広い目的で使っていただくことも検討していきたい。(環境省)
- 保全管理には継続的なインセンティブが必要であるため、クラウドファンディングやネーミングライツなどの一過性のインセンティブは調べなくて良いと考える。一方で、税制優遇や補助金は各省庁にも情報提供して頂けるとよい。(高川委員)

以上